第二条　航空法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	前条の規定による改正後
（法第百三十二条の二ただし書の国土交通省令で定める場合） **第二百三十六条**　法第百三十二条の二ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　（略） 二　次に掲げる者が、その任務の遂行に必要な業務のために無人航空機を飛行させることにつき、あらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合 イ　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）第二条第一項に規定するオーストラリア軍隊 ロ　日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十七号）第二条第一項に規定する英国軍隊 2～4　（略）	（法第百三十二条の二ただし書の国土交通省令で定める場合） **第二百三十六条**　法第百三十二条の二ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　（略） 二　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）第二条第一項に規定するオーストラリア軍隊が、その任務の遂行に必要な業務のために無人航空機の飛行を行うことにつき、あらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合 2～4　（略）

附　則

この省令は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定は、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十七号）の施行の日から施行する。